

# 命 令 書

申立人 K組合  
代表者 執行委員長 A

被申立人 L会社  
代表者 代表取締役 B

被申立人 M会社こと C  
相続人 B

被申立人 P会社  
代表者 代表取締役 B

上記当事者間の令和3年(不)第57号、同4年(不)第10号及び同年(不)第11号併合事件について、当委員会は、令和8年1月14日、同月28日及び同年2月10日の公益委員会議において、会長公益委員小林正啓、公益委員横山耕平、同大江博子、同尾川雅清、同酒井貴子、同土谷喜輝、同鶴田滋、同船木昭夫、同水島郁子、同宮崎陽子及び同本西泰三が合議を行った結果、次のとおり命令する。

## 主 文

本件申立てを棄却する。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求する救済内容の要旨

- 1 団体交渉応諾
- 2 誓約文の掲示

### 第2 申立ての概要

本件は、組合が、被申立人らに対し、組合員1名の労働条件等について団体交渉を申し入れたところ、被申立人らが団体交渉を拒否したことが不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

### 第3 争 点

- 1-1 L会社は、組合員Dの労働組合法上の使用者に当たるか。

- 1-2 申立人の令和3年9月29日付け団体交渉申入れに対するL会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。
- 2-1 M会社は、被申立人適格を有するか。
- 2-2 M会社は、組合員Dの労働組合法上の使用者に当たるか。
- 2-3 申立人の令和3年11月27日付け団体交渉申入れのうち、組合員Dに関する事項に係るM会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。
- 3-1 P会社は、組合員D及び同Eの労働組合法上の使用者に当たるか。
- 3-2 申立人の令和3年11月27日付け団体交渉申入れに対するP会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。

#### 第4 認定した事実

証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

##### 1 当事者等

- (1) 被申立人L会社（以下「L社」という。）は、平成24年5月22日に設立され、肩書地に本社を置き、大阪市内の一般廃棄物の収集運搬を業とする株式会社である。
- (2) 被申立人であったM会社ことC（以下「C」という。）は、大阪府内の産業廃棄物の収集運搬業を営む個人事業主であったところ、令和5年6月29日に死亡し、B（以下「B」という。）がCの全財産を相続した。
- (3) 被申立人P会社（以下「P社」という。）は、平成27年3月23日に設立され、肩書地に本社を置き、堺市内の一般廃棄物の収集運搬を業とする株式会社である。
- (4) 申立外Q会社（以下「Q社」という。）は、奈良県橿原市に本店を、大阪市平野区に支店をそれぞれ置き、大阪市内の一般廃棄物の収集運搬を業とする株式会社である。
- (5) 申立外R会社（以下「R社」という。）は、大阪府八尾市に本社を置き、八尾市内の一般廃棄物及び大阪府内の産業廃棄物の収集運搬業を業とする株式会社である。
- (6) Cは、L社、P社及びR社の各社が設立されてから令和5年6月29日に死亡するまで、これら3社の代表取締役であった。
- (7) 申立人K組合（以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置く、個人加盟の労働組合であり、その組合員数は本件審問終結時約130名である。組合には、下部組織として、U分会（以下「分会」という。）が存在する。

##### 2 被申立人ら、Q社及びR社の関係等について

- (1) 「Lグループは廃棄物収集運搬のプロフェッショナルです。」と題し、連絡先としてL社の名称、電話番号及びファクシミリ番号が記載された令和4年7月19日時点のウェブページには、「L GROUP L会社・M会社・Q会社」との記

載があり、「事業内容」として「一般廃棄物の収集運搬」、「資源ごみの収集運搬」及び「産業廃棄物の収集運搬」が記載され、また、「会社概略」及び「インフォメーション」として次の記載があった。

「 会社概略

会社名 L会社  
 代表者 C  
 住所 大阪市平野区  
 T E L (略)  
 Mail info@M会社.com  
 車両台数 6台  
 事業目的 ■一般廃棄物収集運搬  
 ■産業廃棄物収集運搬  
 ■リサイクル業

「インフォメーション

(略)

2012.6.1 L会社  
 M会社 大阪 組織変更  
 2012.6.1 Q会社  
 S会社 を統合  
 2015.10.1 P会社  
 M会社 堺事務所 名称変更

(2) 「一般・産業廃棄物収集運搬 リサイクル各種 L会社」と題する、令和4年7月19日時点のウェブページには、「Lグループは大阪市平野区に本社を構える、一般廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物収集運搬業者です」との記載があり、また、「会社情報」として、次の記載があった。

社名	会社
代表	C
住所	大阪市平野区
T E L	略
U R L	http://www.M会社.com
E - Mail	info@M会社.com
事業目的	■一般廃棄物収集運搬 ■産業廃棄物収集運搬

	■リサイクル業
従業員	8人
車両台数	6台
関連会社	L会社 M会社 Q会社 T会社

- (3) Q社の支店の所在地はL社の本店の所在地と同一であった。
- (4) 平成25年頃、D組合員が手交されたL社、Q社及びM会社の「緊急連絡網」には、「統括責任者」の欄に「社長 C」との記載があった。
- (5) 平成16年9月19日登録で令和4年9月12日を有効期限とするパッカー車の自動車検査証には、使用者の氏名として「C」との記載があった。また、このパッカー車の車体には「大阪市許可 Q(株)」との記載があった。

### 3 組合員らの採用、雇用契約及び賃金の支払等について

#### (1) D組合員について

ア 平成24年7月、Cは、D組合員の採用面接をし、その際、L社、「M社 代表者 C」及びQ社の3者を宛名として連記した「誓約書」をD組合員に手交し、提出を求めた。この「誓約書」には、「貴社の社員」として採用された上は「社員として貴社の定めた諸規則を遵守」する旨の記載があった。

D組合員は、住所、氏名及び生年月日を記入した誓約書（以下「本件誓約書」という。）を同月28日付けでCに提出し、同年8月27日、廃棄物収集運搬業務に従事するようになった。

イ Q社がD組合員に交付した平成24年9月1日付けの「辞令」には、「あなたを、平成24年9月1日付をもってLグループのQ社勤務を命ずる。」と記載されていた。

ウ D組合員は、「M会社」に対し、平成24年9月から同27年6月までの34か月のうち21か月について「残業申請書」を提出した。このうち、同25年4月から同26年11月にかけての「残業申請書」には、「得意先名」の欄に「産廃」との記載があった。

エ D組合員の平成24年8月度から同25年12月度までの各月度の給与明細には、「Q会社」との記載があった。

また、D組合員の平成24年8月から令和2年5月までの毎月のQ社の賃金台帳には、「所属」の欄に「Q会社」との記載があった。

オ 平成24年9月12日、Q社は、大阪市環境局一般廃棄物指導課に対し、同年4月1日付け一般廃棄物収集運搬業許可申請書に係る「記載事項変更届出書」を提出し、同年8月31日に従業員1名が退職して同年9月1日にD組合員を採用

したことを届け出た。

カ 資格取得年月日を平成24年9月1日とするD組合員の健康保険被保険者証には、「事業所名称」の欄に「Q会社」と記載されていた。

キ Q社は、平成24年9月度から同25年11月度の給与において、D組合員に産業廃棄物に係る臨時手当を支給した。

ク 令和元年6月10日、D組合員とCの間で、ショートメッセージサービス（SMS）上において、次のやり取りがあった。

D組合員「給料がまだ振り込まれてません どないなっているんですかね」

C「会社に、聞いてください」

D組合員「あの後事務員からメールありました」

ケ 令和2年3月25日、D組合員は、大阪地方裁判所に対し、Q社を相手方として、未払賃金請求に係る労働審判手続（以下「本件労働審判手続」という。）を申し立てた。本件労働審判手続の申立書には、①「申し立ての趣旨」として「相手方は、申立人に対し、198万5,008円を支払え。」との記載が、②「申し立ての理由」の（i）「相手方」の項には、「相手方の従業員は1名である。申立人は、現在、大阪市平野区の営業所で就業している」、相手方との間に三六協定は結ばれていない」との記載が、（ii）「申立人」の項には、「相手方会社には、2012年9月に正社員として雇用された。」との記載が、③「申し立てに至る経緯の概要」の項には「申立人は2012年9月に相手方会社<sup>〔ママママ〕</sup>雇用され勤務することになった者である。」との記載が、それぞれあった。

## （2）E組合員について

ア 平成23年1月、E（以下、組合加入前を含めて「E組合員」といい、D組合員とE組合員を併せて「両組合員」という。）は、廃棄物運搬業務に従事するようになった。

イ E組合員の平成24年6月分から同年12月分までの賃金台帳には、「所属」の欄に「L会社」との記載があった。

ウ 資格取得年月日を平成23年2月1日とするE組合員の健康保険被保険者証には、「事業所名称」の欄に「L会社」と記載されていた。

## 4 指揮命令について

（1）L社の本社事務所において勤務する事務員F（以下「F事務員」という。）は、廃棄物の回収先、回収対象物、回収方法等について、付箋に記載して事務所内に掲出することにより、D組合員に指示することがあった。

（2）平成25年8月30日、同年9月16日、同月17日、同年12月、平成26年1月及び同年2月4日、Cは、D組合員に対し、廃棄物収集運搬業務の回収先、回収方法等を

連絡する電子メールを計8件送信した。

(3) 平成25年9月から同26年3月までの間、Cは、D組合員に対し、産業廃棄物収集運搬業務について、次の記載のある電子メールを送信した。

ア 平成25年9月17日、同月18日及び同月21日

「産廃コース（取引先名）入りました」

イ 平成25年12月15日

「産廃コース～ E 君の手伝いをお願いします」

ウ 平成26年1月20日

「今日の産廃コース～（取引先名）の畳が一番最後に～ホッパーに積んで置いてください」

エ 平成26年1月29日

「明日産廃コース、（取引先名）のごみは一番最後に巻き込まないでホッパーに積んで置いてください」

オ 平成26年1月30日

「今日の産廃コース～Eと交代してください」

カ 平成26年3月1日

「経費削減の為に～作業終了の焼却工場でD君とE君との～トラックを入れ換えて～産廃コースをお願いします」

キ 平成26年3月12日

「明日産廃コース～（取引先名）入ってます」

(4) 平成27年5月から同30年7月までの間、CとD組合員は、SMS上で次のメッセージのやり取りをした。

ア 平成27年5月26日

C「今晚（取引先名）のごみ、全部回収、お願いします、出てる、段ボールは～犬のトイレの段ボールです～汚れてるから～焼却工場、okです」

D組合員「了解しました」

イ 平成27年5月31日

C「今晚から平野区の（マンション名）、3けん、回収、ストップ」

ウ 平成28年7月3日

C「汚水タンクの蓋は毎日、閉めてから作業して下さい。汚水もれで苦情きます、壊れてるなら～修理します」、「何故汚水を、漏らしたのか、反省文を、書いておいて下さい」

エ 平成30年7月10日

D組合員「おはようございます 明日23時30分をお願いします」

C 「ハイ、」

オ 平成30年 7月12日

D組合員「(マンション名) ダンボールあります」

C 「ハイ、」、「土曜日まで～貯めて下さい。土曜日夕方回収来ます」

D組合員「はい分かりました」

C 「パッキン修理できました、汚水タンク用の鉄パイプ、横に積んでます」、  
「13日、14日の朝、商店街、7件回収します」

D組合員「はい分かりました」

カ 平成30年 7月21日

C 「月曜から、(店舗名)、段ボール、ハッポースチロール、回収無しです」

D組合員「はい分かりました」

#### 5 組合及びD組合員とQ社とのやり取りについて

- (1) 組合及び分会は、令和元年5月21日付けで、Q社に対し、D組合員の組合加入を通知するとともに、年次有給休暇、未払賃金及び年間一時金に係る要求について団体交渉(以下「団交」という。)を申し入れた。
- (2) 令和元年9月13日、組合は、Q社に対し、前回団交で話し合った内容に関してとして、残業時間の短縮のために大阪市平野区内の現場を増やすこと等をファクシミリで要請した。
- (3) 令和2年2月28日、組合は、Q社に対し、本件労働審判手続に必要なタイムカードをファクシミリで送信すること等をファクシミリで要請した。
- (4) 令和2年3月25日、D組合員は、Q社を相手方として、本件労働審判手続を申し立てた。
- (5) 組合は、令和2年4月11日付けで、Q社に対し、「2020年春闘統一要求」と題する書面を提出し、賃上げ、一時金支給、諸手当等に係る要求について回答を求めた。
- (6) Q社は、令和2年6月15日付けで、大阪地方裁判所に対し、本件労働審判手続の答弁書(以下「労働審判答弁書」という。)を提出した。労働審判答弁書には、次の記載があった。

「 なお、相手方(Q会社)を含む関連会社は以下のとおりとなっている。

会社名	所在地	備考
L会社(大阪)	大阪市平野区	

Q会社	大阪市平野区	
R会社	八尾市	資源ゴミ収集
M会社	堺市美原区	産廃
P会社	堺市美原区	

※ このうち、「M会社」の産廃業務の一部、「R会社」の資源ゴミの収集業務の一部を、申立人に委託したことがある。その際に1時間あたり1200円の計算で時間外手当を支給していた。」

(7) 令和2年7月17日、大阪地方裁判所において、D組合員とQ社との間で、本件労働審判手続に係る調停（以下「本件調停」という。）が成立した。本件調停の調停条項は、次のとおりであった。

「調停条項

- 1 相手方は、申立人に対し、本件解決金として70万円の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、令和2年8月末日限り、（略：銀行支店名）の申立人名義の普通預金口座（口座番号（略：口座番号の記載））に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人と相手方は、令和2年1月分以降の給与につき、次のとおり合意する。
  - (1) 基準内賃金は、賃金規程のとおりとすること
  - (2) 深夜手当は、深夜労働に対する固定残業代とすること
  - (3) 超過勤務手当は、時間外労働に対する固定残業代金とすること
- 4 申立人と相手方は、申立人の1日の所定労働時間が業務開始の6時間40分後までであることを確認する。
- 5 相手方は、今後、申立人が業務開始の6時間後に業務を終了することができよう努める。
- 6 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 7 手続費用は各自の負担とする。

以上」

(8) 組合は、令和2年7月18日付けで、Q社に対し、D組合員の勤務時間とそれに応じた労働内容について等を協議事項として、団交を申し入れた。

(9) 組合は、令和2年11月11日付けで、Q社に対し、D組合員の業務内容及び冬季一

時金についてほかを協議事項として、団交を申し入れた。

- (10) 組合は、令和2年12月2日付けで、Q社に対し、「要求書」を提出し、D組合員の年末出勤の手当として同月29日から同3年1月5日の出勤1日につき1万円の支払を要求した。
- (11) 令和2年12月10日、組合とQ社は、団交（以下「2.12.10団交」という。）を行った。2.12.10団交において、Q社側から弁護士G（以下「G弁護士」という。）及びCが出席し、次のやり取りがあった。
- ア 組合が、D組合員の冬季一時金についての支払を要求したところ、Cは、支払を拒否する旨述べた。
- 組合が、一時金等は、Lグループとして決定するのか、それともQ社単独で決定するのかと尋ねたところ、Cは、グループとは考えていない旨述べ、G弁護士は、Q社はQ社で計上している旨述べた。
- 組合が、D組合員はもともとL社の社員であったのかと尋ねたところ、G弁護士は、最初からQ社の社員であった旨述べた。組合が、少し前までQ社もL社も同じであった旨述べたところ、G弁護士は、きちんと分かれていた旨述べた。
- イ 組合が、CはQ社でどういう立場にあるのかと尋ねたところ、Cは、Q社の以前の名称はS社であり、自分の父が代表者であったが、代表者が亡くなったため、自分の義兄が名義を引き継いだ旨述べた。
- 組合が、CはQ社に所属する人間ではないが、一時金に関してはここで決裁できるということかと確認したところ、Cは、何なら電話をしようかと述べた。組合が、そういう決裁権をもってここにいるということだろうと確認したところ、Cは、決裁権より、数字は聞いて知っており払える条件はない旨述べた。
- 組合が、そのような状態で無関係と言われても、そう簡単には受け入れられない旨述べたところ、G弁護士は、確かにD組合員がQ社以外の仕事をしたときは、別途手当を出せたことはあり、それはあくまで働いたので、関連会社を通じて手当を出す、基本的には収支は個別に考えざるを得ない旨述べた。組合が、関連会社から支払われているのかと尋ねたところ、G弁護士は、一旦Q社から出して調整している旨述べた。組合が、それはL社から支払われるということかと尋ねたところ、G弁護士は、というふうに聞いている旨述べた。組合が、それは間違いだろうと述べたところ、G弁護士は、書面上は確認できないが、そのような理解で進めていく旨述べた。
- (12) 組合は、令和2年12月25日付けで、Q社に対し、同月28日から31日及び同3年1月4日のD組合員の業務について、一回をCが請け負うこと等について確認を求

める旨記載した「連絡書」と題する書面を提出し、同2年12月26日までの回答を求めた。

同月25日、Q社は、組合に対し、Cが請け負うことを確認した旨書面で回答した。

(13) 組合は、令和3年2月16日付けで、Q社に対し、「連絡書」を提出し、冬季一時金及び年末年始繁忙期手当の代替として5万円の解決金を要求した。

同月18日、組合書記長とF事務員は電話で通話をした。この通話において、5万円の解決金について、①F事務員は、Cが絶対出さないと言っているから出せない、②D組合員にはこの組合に加入する前に自分のポケットマネーから2万円を渡していたが、それが社長にばれて、「何でそんなん出すんや」と怒られた旨述べた。

(14) 組合は、令和3年3月23日付けで、Q社に対し「2021年春闘統一要求書」記載の賃金、雇用及び労働条件改善要求に係る事項を協議事項として、団交を申し入れた。

(15) 令和3年4月1日、組合とQ社は、D組合員の業務時間短縮等を議題として、団交を行った。

(16) 組合は、令和3年6月17日付けで、Q社に対し、「質問書」を提出し、大阪市の平野工場が閉鎖されてD組合員の業務時間が大きく延長したことに関して、今後いかなる対策をとるかについての回答を求めた。

(17) 令和3年6月22日、組合とQ社は、D組合員の労働時間について、団交を行った。

(18) 組合は、令和3年7月13日付けで、Q社に対し、「要求書」を提出し、6時間以下の勤務時間を明記した新たな雇用契約をD組合員との間で正式に締結するよう要求した。

(19) 組合は、令和3年8月9日付けで、Q社に対し、「質問書」を提出した。この質問書には、D組合員の業務時間が日に日に延びていることについて、今後、D組合員が業務開始の6時間後に終了できるようにどのように業務を組み立てる予定なのか等が記載されていた。

(20) 令和3年11月19日、組合とQ社は、団交を行った。

## 6 不当労働行為救済申立てに至る経過について

(1) 組合は、令和3年9月29日付けで、L社に対し、D組合員の組合加入を書面で通知するとともに、「団体交渉申入書」及び「分会要求書」を提出し、D組合員について、①「C代表取締役」の指示によってD組合員が遂行している産業廃棄物回収業務について違法な就労形態であることを是正すること、②「C代表取締役」の指示によって他従業員の仕事の一部をD組合員が行うことになった件について

約束された賃金5万円を支払うこと、③上記内容に基づき過去の未払賃金について清算し支払うこと、を要求事項として団交を申し入れた（以下「L社団交申入れ」という。）。

(2) L社は、令和3年10月13日、組合に対し、3.9.29団交申入れに対する同日付けの「回答書」を提出し、L社はD組合員を採用しておらず、D組合員とは関係がないので、L社団交申入れには応じられない旨回答した。

(3) 令和3年10月22日、組合は、当委員会に対し、L社を被申立人として、不当労働行為救済申立てをした（令和3年(不)第57号事件。以下「3-57号事件」という。）。

(4) 組合は、令和3年11月19日付けで、L社に対し、E組合員の組合加入を書面で通知するとともに、「団体交渉申入書」及び「分会要求書」を提出し、E組合員に係る要求事項について団交を申し入れた（以下「3.11.19団交申入れ」という。）。

5) 組合は、令和3年11月27日付けで、「M会社 代表取締役 C」に対し、両組合員の組合加入を書面で通知するとともに、「団体交渉申入書」及び「分会要求書」を提出し、両組合員について、①回収していた産業廃棄物についての契約内容の確認、②違法な業務を命令したことについての謝罪、③過去に行っていた回収業務に係る未払賃金の支払を要求事項として団交を申し入れた（以下「M会社団交申入れ」という。）。

組合は、同日付けで、P社に対し、両組合員の組合加入を書面で通知するとともに、「団体交渉申入書」及び「分会要求書」を提出し、両組合員について、過去に行っていた回収業務に係る未払賃金の支払を要求事項として団交を申し入れた（以下「P社団交申入れ」という。）。

(6) 令和3年12月6日、L社及びCの代理人である弁護士H（以下「H代理人」という。）は、組合に対し、「通知書」（以下「3.12.6通知書」という。）を内容証明郵便で郵送し、E組合員の団交の件に関し、通知会社らから委任を受けて今後の対応をすることになり、今後の団交に通知会社らを代表して出席する旨通知するとともに、「ご連絡」と題する同日付けの書面（以下「3.12.6連絡書」という。）をファクシミリで送信し、L社らは組合による団交申入れに応じる旨連絡した。

(7) 組合は、令和3年12月7日付けで、L社、「M会社 代表取締役 C」及びP社のそれぞれに対し、3.12.6通知書及び3.12.6連絡書に係る「質問書」（以下、これら3通の「質問書」を合わせて「3.12.7質問書」という。）を提出し、D組合員に関する団交には応じられないということによりよくかについて質問した。

(8) L社及びCは、令和3年12月10日付けで、組合に対し、3.12.7質問書に対する同日付けの「回答書」を提出し、D組合員に関する協議事項を含む団交には応じら

れず、E組合員については団交に応じる旨回答した。

- (9) 令和3年12月10日、P社は、組合に対し、同日付けの「通知書」（以下「3.12.10通知書」という。）を内容証明郵便で郵送し、両組合員はP社の従業員ではなく、P社との間に労使関係は認められないので、P社団交申入れには応じられない旨通知した。
- (10) 組合は、令和3年12月21日付けで、「M会社 代表者 C」に対し、「質問書」（以下「3.12.21質問書」という。）を提出し、①組合との団交に応じる意思があるのか、②応じる場合は両組合員の事項について応じるのか否か、について質問した。
- (11) Cは、令和3年12月27日付けで、組合に対し、3.12.21質問書に対する「回答書」を提出し、①E組合員に関しては、M会社の代表者であるCがM団交申入れに応じると回答したものである、②Q社の従業員であるD組合員に関しては、Cとの間に労使関係はないと考えているので団交申入れには応じられない、旨回答した。
- (12) L社及びCは、令和4年1月12日付けで、組合に対し、3.11.19団交申入れ及びM会社団交申入れに対する「ご連絡」と題する同日付けの書面をファクシミリで送信し、L社らがE組合員に関する団交申入れに応じるので、日時について連絡されたい旨連絡した。同書面には、団交の日時について、時間を1時間30分とし、①令和4年1月31日の午前11時から午後0時30分、②同年2月3日の午後1時から午後2時30分のいずれかとされたい旨の記載があった。
- (13) 組合は、令和4年1月25日付けで、L社に対し、「要請書」を提出した。同要請書には、E組合員に関する団交申入れに応じるというのはD組合員に関しての協議には応じられないということであるのか等について、回答されたい旨の記載があった。
- (14) 組合は、令和4年2月4日付けで、P社に対し、「質問書」（以下「4.2.4質問書」という。）を提出し、P社団交申入れの内容に基づいた団交に応じる意思の有無を尋ねた。
- (15) L社及びCは、令和4年2月9日付けで、組合に対し、3.11.19団交申入れ及びM会社団交申入れに対する「ご連絡」と題する書面を提出し、D組合員に関する事項については団交申入れに応じられない旨連絡した。
- P社は、同日付けで、組合に対し、4.2.4質問書に対する「回答書」を提出し、P社団交申入れによる両組合員に関する団交には応じられない旨回答した。
- (16) 令和4年2月28日、組合は、当委員会に対し、Cを被申立人として不当労働行為救済申立てをした（令和4年(不)第10号事件。以下「4-10号事件」という。）。同日、組合は、当委員会に対し、P社を被申立人として不当労働行為救済申立

てをした（令和4年(不)第11号事件。以下「4-11号事件」という。）。

## 7 不当労働行為救済申立て後の経緯について

- (1) 令和5年6月29日、Cは死亡した。
- (2) 令和6年2月8日、堺市税務署長に対し、屋号を「M会社」とするCの個人事業の廃業届出書が提出された。同届出書には、事業を引き継いだ者としてBの氏名が記載されていた。
- (3) 令和6年7月10日、Bは、豊能税務署長に対し、屋号を「M会社」とする個人事業の開業届出書を提出した。同届出書には、事業の引き継ぎを受けた者としてCの氏名が記載されていた。
- (4) Bは、令和6年9月2日付けで、4-10号事件について、Cの相続人として、H代理人を代理人とする代理人許可申請書を提出し、H代理人はBの代理人となった。その後、H代理人は、4-10号事件の全ての調査期日及び審問期日に出席した。

## 第5 争点に係る当事者の主張

### 1 争点1-1（L社の使用者性）について

#### (1) 申立人の主張

##### ア L社とD組合員の雇用契約について

##### (ア) L社との雇用契約について

D組合員は、L社に入社するため、その代表取締役であるCの面接を受けて採用された。その際、手交された本件誓約書に署名・調印をして、L社及びM会社の代表であるCに提出している。本件誓約書がL社、M社及びQ社の連名となっているのは、初めから、これら3社を含むLグループ全社において就労することを前提として誓約を結んだからであり、事実として、D組合員は、L社の業務を遂行していた。よって、L社及びM会社はD組合員の雇用者であり、D組合員は被雇用者である。

##### (イ) Q社との雇用関係について

被申立人らが証拠提出するQ社との「雇用契約書」は偽造されたものであり、D組合員がQ社と雇用契約を締結した事実はないが、D組合員は、L社及びM会社と並んでQ社との間で本件誓約書を締結し、実際にQ社の業務を行っている以上、Q社との間で労使関係は存在している。

また、D組合員がQ社と雇用関係にあることは、被申立人らとの雇用関係に何ら背反するものではなく、①もともとL社に雇用されたことと、②Q社とともに被申立人らにも雇用されており業務を命じられていること、の2点は両立するものである。

##### (ウ) D組合員と被申立人らとの間に指揮命令関係が存在すること

D組合員は、入社当時から、Cから業務の説明と命令を受け、L社事務員の指揮命令下にあった。

(エ) Lグループ5社が実質的同一会社であること

被申立人らは、R社及びQ社とともに、大阪府内の飲食店や病院、集合住宅等と個別契約を結んで廃棄物回収運搬業務を請け負う「Lグループ」を構成する企業である。

一般廃棄物回収運搬業務は、各自治体の認可を受けなければ業務に当たることができず、しかも、1社につき一つの自治体の認可しか受けることができない。そのため、Lグループ5社のうち、L社とQ社は大阪市、R社は八尾市、P社は堺市から自治体の認可を得て業務を請け負っている。M会社は大阪府の認可を得て産業廃棄物の回収運搬業務を請け負っている。

こうした事情につき、Lグループ5社は、それぞれが物件の所在地にあわせて顧客と契約を結び、各々別会社という名目であるが、以下の事実に見られるとおり、5社全てが被申立人らの代表者であるCの下で一体となった経営がなされており、労働実態については別会社と呼べる実態はない。

a L社のホームページに基づく社内構成

①Lグループを説明する文章の表題にL社及びM会社とともにQ社の社名が記載されていること、②「会社概要」に記載された従業員数8人及び車両保有台数6台はいずれもLグループ5社を総計したものと考えられること、から、Lグループ5社自身が、全てがL社と一体のものであることを対外的に認めている。

b Lグループ5社の指揮命令系統について

(a) L社の代表取締役であるCを頂点とし、その下に2名の事務員が、さらにその下に現場作業員が配置されている。事務員は、いずれもL社に所属し、うち1名はQ社にも所属している。現場作業員は、会社の別なく全てC及びL社事務員の指揮命令下にあった。

(b) 本件各事件の申立て当時、Lグループ5社の代表者は、Q社を除く4社がCであり、Q社のみ別の人物であったが、実態としてはCがLグループ5社の現場作業員全てに指揮命令をしており、D組合員の業務についても決定権を有して指示を下していた。

(c) 被申立人らがD組合員の雇用について唯一の使用者であると主張するQ社の社長は、現場の業務に関わっておらず、業務内容も全く把握していないのが実態である。

(d) Q社が大阪地裁に提出した労働審判答弁書には、M会社の産業廃棄物業務の一部をD組合員に委託したことがあるとの記載がある。そして、実際には、D組合員はL社及びP社の業務も行っていった。

しかし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項及び第14条第16項には、それぞれ、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業務は、ひとつの業者が委託された物件の収集運搬廃棄業務を別の事業者へ委託してはならないとある（再委託の禁止）。

よって、Q社がL社及びM会社から委託された物件の業務の一部をD組合員に指示した主体はL社及びM会社ということになる。

(e) D組合員は、L社が所有し、L社又はM会社の社名が車体に記載された軽トラックに乗って、被申立人から指示された業務を担当することもあった。

しかも、D組合員は、被申立人らの代表者であるCから直接、M会社に該当する産業廃棄物の収集運搬業務の指示を受け、M会社のメールアドレスやCの携帯電話から指示が送られていた。

よって、L社及びM会社とD組合員の間には指揮命令関係が存在している。

c その他の事実について

(a) E組合員は、入社当初はQ社の所属とされていたが、説明も書面等の手続も本人の合意もなく、L社及びM会社に所属していたものとされてしまっている。逆に、D組合員は元々L社に採用され、入社前からCに誓約書を提出していたが、就労開始後にQ社勤務を命じる辞令が下った。また、両組合員はいずれもL社事務員及びCから日常的に指示を受けていた。このような状態であったから、両組合員は、Q社とL社を別の会社だとは認識していなかったし、R社及びM会社についても同様である。

Q社とL社が別会社であることをD組合員が認識したのは、入社から数年が経過し、形式上、両社に同時に所属していた事務員の解雇に際してのことであった。

(b) L社の事務員は、組合との会話において、L社やR社の所属であると会社が主張する現場作業員と比較して、D組合員の業務量や有給休暇取得について幾度となく批判していた。L社、M会社、R社及びQ社は、駐車場、事務所及びタイムカードを共有しており、D組合員は、L社のトラックの鍵を常に所持している。また、Q社のトラックの所有者はCであり、L社が所有するはずのダンプカーは現在、堺市にあるP社の事

務所に存在している。D組合員は、M会社の担当する産業廃棄物の収集運搬業務の際にL社のパッカー車を使用しており、それが故障した際にはQ社のパッカー車を使用していた。Q社の社名が記名されたパッカー車は所有がCとなっていた。

(c) 被申立人らの代表者であるCやL社事務員から産業廃棄物の収集運搬を含む被申立人らの担当する物件収集運搬業務の指示メールがD組合員に送られていた。発信元のメールアドレスはM会社であり、Cの携帯電話からのショートメールやメモ書き等で業務命令が下されることもあった。両組合員は、いずれもL社、R社、M会社及びP社の廃棄物収集運搬業務も全て担当していた。また、L社が得意先から業務の契約を解除された際、最後のあいさつに回っていたし、業務上のミスに関してCはD組合員に反省文の提出まで命じている。

(オ) 労使関係の存在について

以上のおり、D組合員は、被申立人らを含むLグループ5社の全てに雇用されており、L社との間に労使関係が存在している。

イ 労働組合法上の使用者性について

(ア) 労働組合法上の労使関係にあることについて

被申立人らは、自社の業務をD組合員に命じており、代表者であるC自ら、具体的な指示をD組合員に直接命じていた。しかも、Cは、時に、D組合員に反省文を書くことまで命じている。

このように、被申立人らは、D組合員に対して、業務の指揮監督者として雇用主と同等の権限・地位を有していた。この点だけを見ても、被申立人らは、労働契約上の使用者に当たるか否かに関係なく、部分的とはいえ十分に、D組合員に対して、「雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位」にあったものというべきである。

(イ) 産業廃棄物回収業務に係る違法な就労形態及び業務命令について

被申立人らは、D組合員に自社の業務を命じ、代表者であるC自らD組合員に詳細な指揮命令を直接下していた。その指示の中には、収集運搬した産業廃棄物を会社の倉庫等に一時保管して産業廃棄物許可業者の車両で廃棄するという違法なものも含まれていた。被申立人らは、産業廃棄物回収業務に係る違法な就労形態及び業務命令に関する要求事項についての協議に応じる義務がある。

(ウ) D組合員の給与について

被申立人らの代表者であるCは、D組合員の給与についても具体的に決定

している。

過去にD組合員に支払われていた寸志もCの命令によって停止した。つまり、L社は、D組合員の具体的な給与・待遇を決定する権限を有していたことになる。これは、Q社が被申立人らの支配下にあり、被申立人らがD組合員の給与を現実的かつ具体的に決定することができる地位にある、つまり使用者であることを示している。

また、Cは、D組合員に対し、被申立人らの業務を命じることで給与を5万円支払うと過去に約束している。このことから、L社は、D組合員の給与・待遇を具体的に決定する地位にある使用者であった。

ウ 以上のように、L社は、D組合員の使用者に当たる。

## (2) 被申立人らの主張

### ア 雇用契約がないことについて

D組合員は、被申立人らとの間で雇用契約を締結したのではなく、Q社との間で雇用契約を締結しQ社に雇用されたのであって、被申立人らとの間に雇用関係はない。

### イ 「使用者」に該当しないことについて

被申立人らがD組合員の「使用者」に該当するためには、L社が、D組合員に対して、その基本的な労働条件等について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位になければならないところ、以下のとおり、被申立人らが、それぞれ、D組合員の基本的労働条件等について雇用主であるQ社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にないことは明らかである。

(ア) D組合員は、Q社との間で雇用契約を締結し、Q社から一貫して長期間にわたり賃金の支給を受け続け、Q社の指揮命令の下で業務に従事してきた。

また、D組合員は、相当長期間以前からL社に従事する業務を行っておらず、長期間にわたりQ社との間で団交を行ってきた。これは、被申立人らではなくQ社が、専らD組合員の基本的労働条件を決定する地位にあったからにほかならないし、組合及びD組合員も、その前提で、団交を長期間にわたり行ってきたのである。このように、被申立人らは、別個の法人であるQ社の従業員であるD組合員を指揮監督する立場にはなく、D組合員の基本的労働条件を決定する地位にあるのは、Q社である。

(イ) D組合員は、相当長期間以前から、被申立人らの従事する業務を行っていない。

(ウ) 組合の主張するD組合員の賃金5万円の支払についての根拠は、平成25年

3月にCとD組合員との間で話をし、D組合員が別の従業員の仕事を引き受けた際に、基本給5万円を上げることと残業代を支払う約束をしたというものである。

そして、D組合員は、Q社と雇用契約を締結しているQ社の従業員であるから、基本給が増額することについては、Q社が当事者となる。また、基本給が5万円増額することについては、Q社とD組合員との間の基本的労働条件なのであるから、当然、Q社がその決定をする立場にあることは明らかである。

D組合員の基本給が5万円増額することについては、未払賃金債権と関係があることについて当事者間に争いはない。この点については、D組合員はQ社との間で団交を行う機会があり、被申立人らに対して団交を求める理由も必要性もなかったことが明らかである。

ウ したがって、被申立人らは、労働組合法第7条にいう「使用者」には該当しない。

## 2 争点1-2 (L社の団交拒否) について

### (1) 被申立人の主張

L社が、雇用関係及び労働組合法上の労使関係にないこと等正当な理由に基づいて団交申入れに応じていないものである。

### (2) 申立人の主張

L社はD組合員の使用者に当たり、組合が申し入れた団交を拒否したL社の行為は労働組合法第7条第2号違反による不当労働行為に当たる。

## 3 争点2-1 (M会社の被申立人適格) について

### (1) 申立人の主張

被申立人らは、D組合員がCとの間で労働契約上の地位を有していたとしても、Cの死亡により、労働契約は継続にならずに終了していると主張する。

しかし、D組合員は、M会社名義で産業廃棄物の収集運搬契約をしている物件について、その一般廃棄物を回収する際に、産業廃棄物が排出されているか確認した後、それをQ社社長に伝え、同社長が、回収した後に「M会社」と記名されたトラック等を使用して処理をしている。

このように、Q社の従業員のいずれもが現在もM会社の業務に従事しており、現在も、D組合員がM会社との労使関係を有している以上、Cの死亡は本件と無関係である。

### (2) 被申立人らの主張

M会社は、Cが生前営んでいた個人事業である。

労働契約における当事者の消滅として、当事者の死亡がある。労働契約上の地位は一身専属的であるので、相続の対象とならず、当事者の死亡により労働契約は終了する。本件において、D組合員はQ社の従業員として業務に従事しており、Cとの間に雇用契約がなかったことは既に主張したとおりであるが、仮に、D組合員がCとの間で労働契約上の地位を有していたとしても、使用者であるCの死亡により、労働契約は相続の対象とならず終了している。

確かに、Cの相続人であるBの個人事業については、Cの個人事業であったM会社のものであり、Bは、取引先や従業員も同一であることを前提に、個人事業の開業届を税務署に提出している。しかしながら、不当労働行為救済申立ての相手方として被申立人となり得るのは、不当労働行為の主体である「使用者」である。労働組合法上の使用者としての地位も、労働契約上の地位を基礎とする地位であること、また、本件で組合が求めていた団交事項についても労働契約上の地位に基づく事項であり、一身専属的な事項であることから、相続の対象とはならない。したがって、Cの相続人は、「使用者」としての地位を継承しないため、被申立人適格はない。

#### 4 争点2-2 (M会社の使用者性) について

##### (1) 申立人の主張

ア M会社がD組合員の使用者に当たることは、前記1(1)で主張したとおりである。

イ D組合員がM会社の業務を担当していた時期について、以下のとおり主張を補充する。

(ア) D組合員は、入社当初から、Cの指示の下、日常的に産業廃棄物収集運搬廃棄業務に携わっていた。

組合がQ社に団交を申し入れて第1回団交が開催されて以降、同業務に係る物件のいくつかがD組合員の担当から外れたが、この時点でも、D組合員は、M会社の物件を多数担当しており、以後もしばらくはこれを担当していた。

令和3年11月19日の団交において、Q社から自社の解散決定の通告を受けた際、D組合員は、担当しているM会社の収集運搬業務の大半を以後は担当しないと宣言した。そして、同年12月15日にM会社の業務を以後は一切しないとQ社に宣言したことを最後に、M会社の物件の産業廃棄物収集運搬業務に携わっていない。

(イ) ただし、D組合員は、以後もM会社名義で産業廃棄物の収集運搬契約をしている物件について、その一般廃棄物の収集運搬業務に当たる際に産業廃棄

物排出の有無を確認した後、それをQ社の従業員に伝え、同従業員が回収した後M会社と記名された軽トラック等を使用して処理している。このように、D組合員と同従業員のいずれもがM会社の業務に従事しており、これはCの死後も継続している。

(ウ) ちなみに、令和6年9月30日の大阪府の産業廃棄物業務許可には、C、M会社の業務許可がなされているとの記載が存在し、同年12月9日時点でのLグループの産業廃棄物処理に係るマニフェストも同名義で記載されている。また、D組合員の使用しているQ社のパッカー車には現在もC名義の産業廃棄物収集運搬許可を明記したステッカーが載せられている。これはCの指示によって載せられたものであり、現在に至るまでその指示は解除されていない。D組合員は、現在もM会社の指揮監督下において業務を行っている状態である。

## (2) 被申立人らの主張

ア M会社とD組合員との間に雇用関係がないこと及びM会社がD組合員の基本的な労働条件を決定する地位にないことは、前記1-2(2)において主張したとおりである。

イ D組合員が相当長期間以前からM会社の従事する業務を行っていないことは、前記1(2)イ(イ)主張のとおりであるが、D組合員は、令和3年11月19日付けで、Q社との団交において、M会社の業務を行わないと宣言していた。組合の主張を前提としても、同月27日のM会社団交申入れの時点において、M会社との間では何ら団交事項は存在しなかった。

## 5 争点2-3 (M会社の団交拒否) について

### (1) 被申立人の主張

M会社が、M会社団交申入れについて、D組合員についての交渉に応じられない旨文書で連絡したことは認めるが、M会社はそもそも「使用者」には該当しないことから、その対応は正当な理由のない団交拒否には当たらない。

### (2) 申立人の主張

D組合員はL社に就職して以降、10年近くM会社の業務に従事していた。しかし、M会社はその事実を否定し、M会社団交申入れにおけるD組合員にまつわる事項の協議を拒否した。これは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

## 6 争点3-1 (P社の使用者性) について

### (1) 申立人の主張

ア D組合員に係る使用者性について

D組合員が、最初に L に採用され、Lグループ5社のそれぞれ全てが雇用していることは前記1-1(1)ア主張のとおりであるから、P社とD組合員との間には雇用関係がある。

#### イ E組合員に係る使用者性について

E組合員は、Lグループ5社のいずれとも雇用契約書を交わしておらず、入社当初からQ社の業務に従事していたのであるから、Q社に雇用されている。

これについて、Q社は、労働審判答弁書で、E組合員はM会社に雇用された当初、1年程度、出向によりQ社の業務を担当していたことがあると主張しているが、本人の合意なしに出向はできないし、そもそも出向先であるQ社とE組合員は雇用関係にある。

これまでの条件を踏まえた上で、仮に、E組合員の出向が法的に正当なものであると捉えることができるのであれば、「実質的に同一の会社間での出向は、配置転換の場合と特段の差異は生ぜず、個別的な同意はない」との裁判例のとおり、Q社とL社が実質的な同一企業であると認められた場合のみである。

このように、Lグループ5社は別会社と呼べるような実体のないグループ会社である。

そもそも、E組合員は、L社の業務を主に担当するようになった後にも、Q社の業務に携わっており、Q社の従業員の入社以後は、同人の指揮命令を受けていたことから、上記の内容にかかわらず、Q社の被雇用者であり、労使関係が存在する考えるのが妥当である。

#### (2) 被申立人らの主張

E組合員については、P社に関する団交事項である24年から25年の未払賃金は、P社が存在しない実に10年以上前の事項であり、そもそも団交事項にはなり得ない。

よって、E組合員との関係で、P社は「使用者」には該当しない。

### 7 争点3-2 (P社の団交拒否) について

#### (1) 被申立人の主張

P社が、P社団交申入れについて、労使関係が認められないことを理由に、団交に応じられない旨回答したことは認めるが、P社はそもそも「使用者」には該当しないことから、その対応は正当な理由のない団交拒否には当たらない。

#### (2) 申立人の主張

P社団交申入れに対し、P社は、雇用関係がないため団交には応じられない旨回答した。P社の団交拒否は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

## 第6 争点に対する判断

1 争点1-1 (L社は、D組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。)について、以下判断する。

(1) 労働組合法第7条にいう使用者とは、一般には労働契約上の雇用主をいう。この点、組合はD組合員がL社に雇用されていた旨主張するので、L社がD組合員の労働契約上の雇用主といえるかについて、以下検討する。

ア まず、D組合員の採用の経緯をみると、前記第4. 3(1)ア、イ、カ認定によれば、D組合員は、①平成24年7月に、Cの面接を受け、②同年8月27日から廃棄物収集運搬業務に従事するようになり、③同月28日付けで、採用した会社が定めた諸規則を遵守することを内容とするL社、M会社及びQ社宛ての本件誓約書をCに提出し、④同年9月1日付けでLグループのQ社勤務を命じられたこと、⑤同月12日、Q社が、大阪市環境局一般廃棄物指導課に対し、一般廃棄物収集運搬許可申請書に関して、同月1日にD組合員を採用した旨届け出たこと、が認められる。

次に、D組合員の賃金及び社会保険の加入の状況についてみると、前記第4. 3(1)オ、カ、キ認定によれば、D組合員は、①平成24年8月から令和2年5月までQ社から賃金の支払を受けていたこと、②平成24年9月1日に事業所をQ社とする健康保険に加入したこと、が認められる。

さらに、前記第4. 3(1)ケ認定によれば、D組合員が令和2年3月25日に裁判所に提出した本件労働審判手続の申立書に、自ら平成24年9月にQ社に正社員として雇用されて勤務することになった旨の記載があることが認められる。そして、L社団交申入れの時点においてD組合員とQ社との間に雇用関係があることについて、当事者間に争いはない。

これらのことからすると、D組合員は、L社、C及びQ社が共同で行った採用面接を経てQ社に採用され、L社団交申入れに至るまでQ社との間で雇用関係にあったものとみられる一方、L社との間で雇用関係が成立していたことをうかがわせる事実は認められない。

イ 組合は、被申立人らの物件の業務を遂行すること及び被申立人らとの間に指揮命令関係が存在することがD組合員と被申立人らとの雇用関係の証明となる旨主張するが、指揮命令関係が存在することだけから雇用関係が存在するということはできないから、組合の主張は採用できない。

ウ また、組合は、Lグループ5社が実質的同一会社であるからD組合員は5社の全てと雇用関係にあり、したがってL社とも雇用関係にある旨主張する。

確かに、前記第4. 1(1)、(2)、(4)、2(1)、(2)、(4)、(5)、3

(1)ウ、(2)ア認定の事実には、前記ア判断のとおり、D組合員が、L社、C及びQ社の3者が共同で行った採用面接を経てQ社に採用され、L社団交申入れに至るまでQ社との間で雇用関係にあったことが認められること、及び、後記6(1)イ判断のとおり、E組合員の雇用主がL社であると推認されることを考え合わせると、L社、C及びQ社は、従業員の採用及び残業申請手続並びに一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業務を3者で協力して行っていたものと推認される。

しかしながら、組合のいうLグループ5社が、上記の3者の協力関係を越えて、実質的同一会社であるとまで認めるに足る事実の疎明はないし、3者の協力関係を根拠にD組合員が同5社の全てと雇用関係にあるということはできない。

エ 以上のとおりであるから、L社はD組合員の雇用主であるとはいえない。

(2) もっとも、雇用主以外の事業主であっても、労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、労働組合法上の使用者に当たるものと解するのが相当である。

ところで、L社団交申入れの要求事項は、D組合員の就労形態の是正及び未払賃金の支払に関する事項であることと解される。そこで、L社が、これらの基本的労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったといえるかについて、以下検討する。

ア まず、D組合員の就労形態の是正に関する事項についてみる。

(ア) 就労形態は雇用主が決定するのが原則である。本件の場合、D組合員の雇用主がQ社であることは前記(1)判断のとおりであり、かつ、L社が雇用主であるQ社に代わってD組合員の雇用形態を決定し得る立場にあったとみるべき事情はない。

(イ) ただ、この要求事項については、「『C代表取締役』の指示によってD組合員が遂行している産業廃棄物回収業務について」とあるので、念のため、これが産業廃棄物収集運搬業務における指揮命令に関する事項でもあると解して、L社団交申入れの時点においてL社がD組合員に対して指揮命令をしていたといえるかについてみる。

a 前記第4.4認定によれば、D組合員に対して廃棄物収集運搬業務について指示又は連絡をしていたのはF事務員及びCであることが認められるので、L社がこの兩名を通じて指揮命令をしていたといえるかについてみ

る。

b まず、F事務員についてみる。

F事務員の勤務するL社の本社事務所にはQ社の支店事務所も同居しているとみられ、F事務員がいずれの会社の事務員であるのかは明らかでないし、また、F事務員がD組合員に指示又は連絡をしていた時期がいつであるのかも明らかでない。

したがって、F事務員がD組合員に指示又は連絡をしていた事実をもって、L社団交申入れの時点において、L社が、F事務員を通じて、D組合員に対して廃棄物処理業務における指揮命令をしていたとはいえない。

c 次に、Cについてみる。

(a) 前記第4. 4(2)から(4)認定によれば、①Cが、平成25年8月から同26年3月までの間に、D組合員に対して廃棄物収集運搬業務の回収先、回収方法等についての電子メールを15件送信したこと、②CとD組合員が、平成27年に2回、同28年に1回、同30年7月に3回、SMS上で廃棄物収集運搬業務についてメッセージのやり取りをしたこと、が認められる。これらのことからすると、平成30年7月までは、CがD組合員に対して廃棄物収集運搬業務に関する連絡をしていたものとみられる。

しかしながら、その後、令和3年10月のL社団交申入れまでの3年間に、CがD組合員に対して廃棄物収集運搬業務に関する指揮命令をしていたと認めるに足る事実の疎明はない。

そうすると、L社団交申入れの時点においては、CはD組合員に対して廃棄物処理業務に係る指揮命令はしていなかったものとみざるを得ない。

(b) しかも、前記(a)において認定したCの電子メール及びSMSでのD組合員とのやり取りの内容をみると、CからD組合員への業務の依頼に加えて、平成30年7月10日のメッセージにみられるように、D組合員からCへの依頼もみられるのであって、CとD組合員のこれらのやり取りは、CからD組合員への一方的な業務指示又は業務命令というよりは、廃棄物収集運搬業務の現場担当者相互間の業務上の連絡とみるのが相当である。

d 以上のとおりであるから、L社は、L社団交申入れの時点において、D組合員に対して廃棄物収集運搬業務について指揮命令をしていたとはいえず、したがって、同指揮命令に関して、D組合員の基本的労働条件等について雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあるとはいえない。

(ウ) 以上のとおりであるから、L社は、D組合員の就労形態の是正について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったとはいえない。

イ 次に、②の未払賃金の支払についてみる。

D組合員の雇用主であるQ社のD組合員に対する賃金支払に関する状況をみると、前記第4. 3(1)エ、ケ、5(5)、(9)、(10)、(13)、(14)、(16)、(19)、6(3)認定によれば、①Q社が平成24年8月から令和2年5月までD組合員に賃金を支払ったこと、②令和2年7月17日に、大阪地方裁判所において、D組合員がQ社に未払賃金の支払を求めて申し立てた本件労働審判手続について、Q社の解決金支払義務を認める本件調停が成立し、Q社が、D組合員との間で、同年1月以降の給与について、基準内賃金を賃金規定のとおりとし、深夜手当を深夜労働に対する固定残業代とし、超過勤務手当を時間外労働に対する固定残業代とすることに合意したこと、③2.12.10団交において、組合がD組合員の一時金の支払を要求したのに対し、Q社が支払を拒否し、また、組合がQ社側出席者のCに決裁権限の有無を確認したのに対し、Cが、何ならここで電話をしようかと述べたこと、④組合が令和3年3月23日付けで賃金等について団交を申し入れ、組合とQ社が同年4月1日、同年6月22日及び同年11月19日に団交を行ったこと、⑤同年10月22日、組合が3-57号事件を申し立てたこと、が認められる。

このように、Q社は、D組合員に対して賃金を支払い、D組合員の未払賃金に係る本件労働審判手続において当事者として調停に参加して、D組合員との間で令和2年1月以降の基準内賃金及び時間外手当の具体的な在り方について合意し、組合との団交においては一時金に係る組合の要求に回答し、その後も、3-57号事件申立て後に至るまで組合との団交に応じている。しかも、Q社の交渉担当者として組合との2.12.10団交に出席したCは、団交の場で、一時金に関して決裁ができるのかと組合に尋ねられて、Q社の決裁権者に電話で連絡しようとしている。

これらのことからすると、D組合員の賃金については、3-57号事件申立ての時点において支配・決定していたのはQ社であったというべきであるから、L社が、D組合員の未払賃金について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にあったとはいえない。

(3) 以上のとおりであるから、L社は、L社団交申入れの要求事項について、D組合員の労働組合法上の使用者に当たるとはいえない。

2 争点1-2 (組合の令和3年9月29日付け団交申入れに対するL社の対応は、正当

な理由のない団交拒否に当たるか) について、以下判断する。

L社がL社団交申入れの要求事項についてD組合員の労働組合法上の使用者に当たらないことは前記1判断のとおりであるから、L社に団交応諾義務はない。

したがって、L社団交申入れに対する会社の対応は正当な理由のない団交拒否に当たるといえないから、この点に係る組合の申立ては棄却する。

3 争点2-1 (M会社は、被申立人適格を有するか。) について、以下判断する。

前記第4. 1(2)認定によれば、Cは個人事業主としてM会社を営んでいたところ、令和5年6月29日に死亡し、同年7月1日、BがCの全財産を相続したことが認められる。

不当労働行為審査手続において被申立人である使用者が個人事業主であって死亡した場合は、労働契約上の地位は一身専属的なものであって、通常は相続の対象とならないと解され、事件は終了するのが原則である。しかしながら、相続によって当該個人事業が承継され、同一性をもって継続しており、労働関係も承継されている限りは、審査手続についても承継が当然に認められると解される。

本件の場合、前記第4. 7認定によれば、Cの死亡後に税務署に提出されたCの個人事業の廃業届及びBの個人事業の開業届のいずれにも、Cの個人事業をBが引き継いだことが明記されていたことが認められる。加えて、B自身が取引先や従業員も同一であることを前提に個人事業の開業届を税務署に提出したことを認めており、かつ、BがCの個人事業を引き継いだ後、同事業の取引先や従業員が変わったと認めるに足る事情もない。

以上のことに、前記第4. 1(6)認定から認められるとおり、Bが、L社、P社及びR社の代表取締役の地位をCから引き継いだことを併せ考えると、個人事業としてのM会社は、相続によってBに承継され、同一性をもって継続し、労働関係も承継されたものとみるのが相当である。

よって、Bは、被申立人適格を有する。

4 争点2-2 (M会社は、D組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。) について、以下判断する。

(1) まず、組合はD組合員がCに雇用されていた旨主張するが、CがD組合員の雇用主といえないことは、「L社団交申入れ」を「M会社団交申入れ」とした上で、前記1(1)判断に同じである。

(2) 次に、Cが、M会社団交申入れの要求事項のうち基本的労働条件に等に係る事項について、D組合員の労働組合法上の使用者に当たるかについてみる。

ア まず、M会社団交申入れの要求事項がD組合員の基本的労働条件等に当たるかについてみる。

前記第4. 6(5)認定によれば、M会社団交申入れの要求事項は、①回収していた産業廃棄物についての契約内容の確認、②業務命令に係る謝罪、③未払賃金の支払であることが認められる。このうち②及び③はD組合員の基本的労働条件等に当たるといえるが、①については、産業廃棄物収集運搬業務についての取引先との契約の内容の確認と解され、D組合員の基本的労働条件等に当たるとはいえない。

イ そこで、Cが、上記②及び③の事項について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったといえるかについて、以下検討する。

(ア) まず、②の業務命令についてみる。

前記第4. 4(2)認定によれば、Cが、D組合員に対し、平成25年8月から同26年2月までに産業廃棄物収集運搬業務に係る連絡又は指示の電子メールを8件送信したことが認められ、この点で、Cが、D組合員に対し、産業廃棄物収集運搬事業を営む個人事業主として、業務命令をしていたとみる余地はある。

しかしながら、M会社団交申入れよりも2か月前になされたL社団交申入れの時点において、CがD組合員に対して廃棄物処理業務に係る指揮命令はしていなかったとみざるを得ないことは、前記1(2)ア判断のとおりであるから、Cが、M会社団交申入れの時点においてD組合員に対して指揮命令をしていたとはいえない。

したがって、Cは、業務命令について、雇用主であるQ社と同視できる程度に現実的かつ具体的にD組合員の基本的労働条件等を支配、決定することができる地位にあったとはいえない。

(イ) 次に、③の未払賃金の支払についてみる。

D組合員の賃金については、4-10事件申立ての時点において支配・決定していたのはQ社であったことは前記1(2)イ判断に同じであるから、Cが、雇用主であるQ社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあったとはいえない。

ウ 以上のとおりであるから、Cは、M会社団交申入れの要求事項について、D組合員の労働組合法上の使用者に当たるとはいえない。

5 争点2-3 (M会社団交申入れのうち、D組合員に関する事項に係るM会社の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。) について、以下判断する。

Cが、M会社団交申入れの要求事項についてD組合員の労働組合法上の使用者に当たらないことは前記4判断のとおりであるから、Cに団交応諾義務はない。

したがって、M会社団交申入れに対するCの対応は正当な理由のない団交拒否に当たるといえないから、この点に係る組合の申立ては棄却する。

6 争点3-1 (P社は、両組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。) について、以下判断する。

(1) 組合は、両組合員がP社に雇用されていた旨主張するので、この点についてみる。

ア まず、D組合員についてみると、P社がD組合員の雇用主といえないことは、「L社団交申入れ」を「P社団交申入れ」とした上で、前記1(1)判断に同じである。

イ 次に、E組合員についてみる。

(ア) 前記第4. 3(2)イ、ウ認定によれば、E組合員は、①平成24年6月分から同年12月分までの賃金をL社から支払われ、同23年1月に事業所をL社として健康保険に加入したことが認められる。さらに、前記4. 6(4)、(6)、(8)認定によれば、組合がE組合員に係る要求事項として3. 11. 19団交申入れをしたのに対し、L社が3. 12. 6連絡書及び3. 12. 10通知書を組合に提出して、E組合員について団交に応じる旨連絡したこと、が認められる。

このことからすると、E組合員はL社との間に雇用関係があると推認される。

(イ) 一方で、E組合員とP社との間の雇用関係の存在を認めるに足る事実の疎明はない。

(ウ) 以上のことからすると、P社は、E組合員の雇用主とはいえない。

(2) 次に、P社が両組合員の労働組合法上の使用者に当たるかについてみる。

前記第4. 6(5)によれば、P社団交申入れの要求事項は未払賃金に係る事項であることが認められるので、P社が、両組合員の賃金の支払について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあったといえるかについて、以下検討する。

ア まず、D組合員についてみると、4-11号事件申立ての時点において賃金の支払について支配・決定していたのがQ社であることは前記1(2)イ判断に同じであるから、P社が、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にあったとはいえない。

イ 次に、E組合員についてみる。

前記第4. 3(2)イ認定によれば、L社がE組合員に対し平成24年6月分から同年12月分までの賃金を支払っていたことが認められる。その後、E組合員に賃金を支払っていたのが誰であることを示す証拠はないが、組合もP社も、E組合員の賃金の支払者が変わったとの主張をしていないことから、P社団交申

入れの時点においても、E組合員に賃金を支払っていたのはL社であると推認される。

そして、P社が、E組合員の賃金について決定をしていたと認めるに足る事実の疎明もない。

したがって、P社は、E組合員の賃金の支払について、雇用主と同視できる程度に具体的に支配、決定することができる地位にあるとはいえないから、P社は両組合員の労働組合法上の使用者には当たるとはいえない。

ウ 以上のとおりであるから、P社は、両組合員の労働組合法上の使用者には当たらない。

7 争点3-2（P社団交申入れに対するP社の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。）について、以下判断する。

P社団交申入れの要求事項についてP社が両組合員の労働組合法上の使用者に当たらないことは前記6判断のとおりであるから、P社に団交応諾義務はない。

したがって、本件団交申入れに対するP社の対応は正当な理由のない団交拒否に当たるといえないから、この点に係る組合の申立ては、棄却する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

令和8年3月27日

大阪府労働委員会

会長 横山 耕平